



弁護士法人

中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2008 秋号

2008年 10月発行 第52号



ご挨拶

爽やかな冷気が野山に満ちあふれる季節になりました。皆様には益々ご清祥のことと存じます。

ところで、欧米の金融機関の破綻懸念により、経済状況の不透明感が一層強くなっています。このような時期にこそ、適正で効率的な企業経営が求められるものと存じます。私共もコンプライアンスに徹した適正な企業経営のために皆様のニーズに応じて参りたいと存じます。

今季号は、来年5月21日からスタートする裁判員制度についての記事を中心に編集しました。ご参考にしていただければ幸いです。

また、この度、今秋、司法研修所を修了した柿平宏明弁護士を迎えました。柿平弁護士は京都大学法学部を卒業した新進気鋭の青年弁護士です。何卒私共と同様、ご交誼、ご鞭撻の程お願い申し上げます。

所長弁護士 中 務 嗣治郎

新入所 弁護士ご挨拶



弁護士
柿平 宏明
(かきひら・ひろあき)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
2008年9月
最高裁判所司法研修所修了(61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

はじめまして、柿平宏明と申します。この度私は、1年4ヶ月の司法修習を修了し、法曹人生をこの中央総合法律事務所においてスタートする事となりました。

私は、困った人がいれば助けてあげたいという単純な思いから弁護士を目指しました。当たり前のことではありますが、法律というものは、人々を保護するためにあるものです。しかしながら、周知のとおり、度重なる法改正を始めとした急激な変化を続ける時代において、乗り遅れ、あるいは既存の制度においても本来受けるべきその「当たり前の」保護を受けられずに困っている人々があります。そのような人々を助けることが、弁護士として私に課された使命であると考えております。そして、その使命を全うするためには、方向を定めて日々の研鑽を重ねることはもちろん、常にアンテナを張り巡らせることで、日々刻々と変化し、複雑化する世の中の動きに敏感かつ柔軟に反応・対処して専門性を高めていくこと、何より一人の人間として全人格的に成長していくことが不可欠であると考えております。

今はまだまだ若輩の身ではありませんが、依頼者の前ではあくまで一人のプロの法律家として適切かつ迅速な法的サービスを提供すべく、一つ一つの事件に責任を持って全力で取り組むことを心がけ、一人でも多くの人を助けることが出来るよう惜しみなく努力して参りますので、皆様ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い致します。



弁護士
岩城 本臣
(いわき・もとおみ)

〈出身大学〉
早稲田大学法学部卒
同大学院民法研究生修了

〈経歴〉
1976年大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
1998年
大阪弁護士会副会長
2003年
日弁連編集委員会委員長
2006年
近弁連研修委員会委員長
2007年
日弁連常務理事

〈取扱業務〉
民事法務、不動産法務、
商事法務、会社法務、
民衆対策法務、税務法務、
家事相続法務



弁護士
福栄 泰三
(ふくえ・たいぞう)

〈出身大学〉
同志社大学 法学部

〈経歴〉
2005年10月
最高裁判所司法研修所修了
(58期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

もしあなたが裁判員に選任されたら ～ 裁判員候補者への通知が年内にも届きます。

弁護士 岩城 本臣
弁護士 福栄 泰三

はじめに

いよいよ来年の5月21日から、刑事裁判において裁判員制度がスタートします。

選任された6名の裁判員が、法廷における審理に立会い、3名の裁判官とともに、被告人が有罪か否か、有罪である場合にはどのような刑を選択するかを判断することになります。

我が国ではこれまで経験したことのないことで、裁判員に選任された場合には何をしなければならぬのか、そもそも、どのようにして裁判員が選任されるのか等、疑問や不安を抱えている方が多いと思います。特に大阪は、裁判員指名確率トップで、昨年的事件数を元にすれば、対象事件数306件、必要裁判員数2448人で、有権者2894人に1人が選ばれることとなります。

そこで、裁判員制度の意義目的、裁判員制度の**手続の概要や裁判員の職務**その他を、Q&Aを利用して解説いたします。

Q1. 裁判員制度が導入された背景は？

A.

・国民の司法参加（司法改革）

社会が「事後チェック・事後救済型の社会」に変化することによって、司法の果たすべき役割がこれまで以上に大きくなっています。そこで、“国民にとって、身近で、速くて、頼りがいのある司法”の実現を目指し、3つの柱を基本理念とする**司法制度改革**が進められてきました。

裁判員制度は、この3本柱のひとつである「**国民的基盤の確立（国民の司法参加）**」として位置づけられています。

・国民の権利

確かに、裁判員候補者・裁判員になれば裁判所に出向かなければならず、最近はこの負担が強調されることがあります。

しかし、裁判員制度の導入により、法律の専門家ではない国民の皆さんの感覚が**裁判の内容**に反映されることとなります。他方、**捜査・社会のあり方、弁護のあり方、被疑者・被害者の立場**の理解が深まることが期待されます。

また、この機に、刑事裁判の基本理念である“**疑**

わしきは罰せず”の重要性についての理解が深まることが望まれるところです。

Q2. 裁判員制度が導入された目的は？

A. 裁判員制度の導入は、**国民の司法に対する理解と信頼を確保**することを目的としています。

これまでの刑事裁判手続は、裁判官、検察官、弁護士という法律の専門家主導の下で実施されてきました。このことから、刑事裁判手続が国民に十分に理解されていないことも否定できませんでした。このような状況の下、国民の司法に対する理解と信頼を確保するため、国民の司法参加として裁判員制度の導入が検討されるようになったのです。

尚、アメリカ、イギリス、フランスなどの先進諸国を含む多数の国では、既に国民の司法参加が実現しています。

Q3. どのようにして裁判員に選ばれるのですか？

裁判員に選ばれるための資格などはないのでしょうか？

A.

(1) **名簿記載通知及び調査票の送付 … 毎年秋頃に**

毎年秋頃、「衆議院議員選挙の選挙人名簿」から、翌年の1年の裁判員候補者が選出され、「**裁判員候補者名簿**」が作成されます。裁判員候補者名簿に記載された方には、裁判員候補者名簿に記載されたことを知らせる「**通知書**」とともに、裁判員になれない事情の有無などを確認するための「**調査票**」が送付されます。

この「**調査票**」は、欠格事由（裁判員法14条）や就職禁止事由（裁判員法15条）の有無、辞退事由（裁判員法16条）と辞退希望の有無を確認するためのもので、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由が認められた場合は、(2)記載の選任手続期日のお知らせ（呼出状）が送付されることもありません。

欠格事由の例:義務教育を終了していない者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者等

就職禁止事由の例:国会議員、国務大臣、裁判官、検察官、弁護士等

客観的辞退事由の例:70歳以上の者、常時通学を要する課程に在学している方、過去5年以内に裁判員又は補充裁判員であった者等

(2) **選任手続期日のお知らせ（「呼出状」）及び「質問票」の送付 … 6週間前に**

上記調査票の結果も踏まえ、裁判員候補者名簿のなかから、選任手続期日に裁判所に行くこととなる**裁判員候補者が選定**されることとなります。

この裁判員候補者には、裁判の6週間前までに、選任手続期日のお知らせ（「呼出状」）と「質問票」が送付されることとなります。この「質問票」は、客観的な辞退事由の有無のほか、裁判所に行くことが困難な事情などの辞退事由の有無を確認するためのものです。質問票に記載された内容から辞退事由に当たると判断されれば、裁判所から呼出取消しの通知が送付されることとなります。

尚、裁判員の職務に従事するために仕事を休むことは労働基準法7条でも認められており、裁判員の職務に従事するため、仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な取扱いをすることも禁止されています（裁判員法100条）。また、裁判員候補者として選任手続期日に裁判所に行ったこと、裁判員として職務に従事したことについては、申出により、証明書が発行されることが予定されています。

(3) **選任手続期日 … 裁判当日**

選任手続期日では、裁判所において、被告人の氏名や事件の概要などの説明を受け、**被告人と特別な関係があるか否か、事件と特別な関係がある否か**などの不適格事由の有無を確認するため、質問票（当日用）に必要事項を記載することとなります。その後、裁判長から、改めて、上記不適格事由の有無、辞退事由の有無などについての質問を受け、不適格事由に該当する場合や辞退事由が認められた場合には、**不選任決定**がなされます。

これらの手続後に残った裁判員候補者の中から、**くじ**によって6名の裁判員が選任されることとなります。

尚、呼出を受けた候補者が正当な理由なく出頭しない場合、裁判所は、決定で、10万円以下の過料を科すことがあります（裁判員法112条）。

Q4. 仕事の都合で裁判員になることを拒否することはできますか？

A. **原則**として、仕事の都合で裁判員になることを辞退すること

もしあなたが裁判員に選任されたら
～ 裁判員候補者への通知が年内にも届きます。

はできません。但し、重要な仕事がある場合には、裁判所にその旨伝えることが必要です。裁判所が、申出人自身がその仕事を処理しなければ事業に大きな損害が生じるおそれがあると判断した場合、**辞退**が認められることとなります。

裁判員制度は、国民に司法参加をしてもらうための制度ですから、原則として辞退はできませんが、過度に国民に負担をかけないよう、複数の辞退事由が設けられています。例えば、70歳以上の方や学生、生徒の方、重い病気を患っている方や怪我をされている方、親族・同居人の介護養育が必要である方は、裁判所の判断によって辞退が認められることとなります。

Q5. 裁判員に選任された場合、何をすればいいのですか？ また、審理が終了するまでにどれくらいの時間がかかるのでしょうか？

A. 裁判員には、法廷での審理（証人の取調べ等）に立会うこと、裁判官3名と裁判員6名とともに、被告人が**有罪か無罪か、有罪であるとして、どのような刑を科すか**を議論することが求められます。

議論が終了した後、裁判員と裁判官全員の意見が一致しなかった場合、多数決で結論を決めることとなります。

この点、被告人が有罪か無罪かを決める場面で**有罪の判断**をするためには、**少なくとも裁判官1名の意見**が含まれていなければなりません。基本的に、裁判員の意見は裁判官の意見と同じ重みを持つこととなります。

評議が整えば、裁判官3名は判決書を作成し、裁判員全員の**確認**を得たうえで、公開の法廷で判決の言い渡しが行われます。この判決宣告によって、裁判員の職務は**終了**することとなります。

尚、裁判員制度の対象となる事件は、全て、**公判前整理手続**に付されることとなりますが（裁判員法49条）、裁判員がこの手続に参加することはありません。公判前整理手続とは、第1回公判の前に、裁判官、検察官、弁護人が、争点を絞り、証拠の採否や公判期日を決定する手続であり、この手続が実施されることによって、裁判員が参加する公判手続における審理が充実し、迅速化することとなります。そして、1日の審理時間は5時間程度と想定され、審理も連続的に行なわれることが予定されており、約7割の事件が**3日以内**に、約9割の事件が**5日以内**に終了すると考えられています。

Q6. 裁判員には**守秘義務**があると聞きましたが、裁判員に選任されたことを家族や上司に伝えてはいけませんか？

もしあなたが裁判員に選任されたら
～ 裁判員候補者への通知が年内にも届きます。

A. 裁判員には守秘義務が課されており、評議の秘密(裁判官や裁判員の意見等)やその他の職務上知り得た事実(被害者の氏名等)を漏洩した場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることになります。この点、非公開の場で行なわれる評議とは異なり、公開の法廷で見聞きした事項(判決の内容等)については、守秘義務が課されていません。また、裁判員に選任されたということをインターネットなどを通じて公にすることはできませんが、家族や職場の上司に伝えることには問題ありません。

Q7. 裁判員の職務に従事したことの証明書はいただけるのでしょうか?

A. 裁判員候補者として選任手続期日に裁判所に行ったこと、裁判員として職務に従事したことについては、申出により、証明書が発行されることが予定されています。

この点に関連し、裁判員の職務に従事するために仕事を休むことは労働基準法7条でも認められており、裁判員の職務に従事するため、仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な取扱いをすることも禁止されています(裁判員法100条)。

Q8. 裁判員の名前が「判決書」に記載されることはないのでしょうか?

被告人やその関係者から報復を受けるのではないかと心配しています。

A. 「判決書」に裁判員の氏名が記載されることはありません。裁判員候補者の名簿が開示されることもありません。

また、判決の宣告前に、事件に関して裁判員と接触することや、判決宣告後であっても、裁判員が職務上知り得た秘密を知ることが目的として裁判員と接触することは禁止されています。さらに、裁判員や裁判員であった人、またはその家族を脅したり、困らせるような行為をした場合には、厳しい罰則が科せられることになっており、裁判員の保護が図られています。

Q9. 私には法律的な知識がないのですが、裁判員になれるのでしょうか?

気をつけなければならない点がありますか?

A. 裁判員制度は、裁判員に法律的知識を要求するものではありません。あくまで、各裁判員の知識と経験を刑事裁判に反映させることを目的としています。法律的知識が必要となる場合には、裁判官から説明を受けることができますので、心配する必要はありません。

裁判員に求められるのは、これまでの知識、経験をもとにした

意見を述べることに尽きます。

おわりに

大阪弁護士会でも、裁判員制度についてよりよく理解していただくために、裁判員制度に精通した弁護士を派遣していますので、ご紹介しておきます。

※ちょっとした集まりや日々の会議・集会の中で

……………10分～15分程度

【裁判員制度の概略と簡単な質問等】

※講演会・特別授業形式で……………30分～90分程度

【現在の裁判との違い、具体例を挙げての裁判員制度の説明、外国の裁判との比較、皆様からの質問等】

☞ 詳細は大阪弁護士会へお問合せ下さい。

問合せ先

TEL 06-6364-1227

FAX 06-6364-0252

(大阪弁護士会 委員会担当室)

尚、大阪弁護士会ホームページ

<http://www.osakaben.or.jp/web/index/index.php>

においても、裁判員制度に関する種々の企画について案内がなされています。





弁護士 村野 讓二 (むらの・じょうじ)

〈出身大学〉
大阪大学法学部

〈経歴〉
1979年4月最高裁判所司法研修所修了(31期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
労働法務、倒産法務、
民事法務、会社法務、
金融法務、民衆対策法務、
家事相続法務

偽装請負の構造と問題点

弁護士 村野 讓二

第1.はじめに

ここ数年、「偽装請負」なるものが社会的問題となっており、所轄の労働局から偽装請負の指摘を受けた会社が、派遣契約に切り替えたとか、或いは契約社員として雇用することになったという報道をよく見かけます。ただ、用語がやや混乱していることもあって、理解しづらい面があります。

そこで、今回は、偽装請負とはどういうものか、また、何故このように問題とされるようになったのかについてご説明することになります。

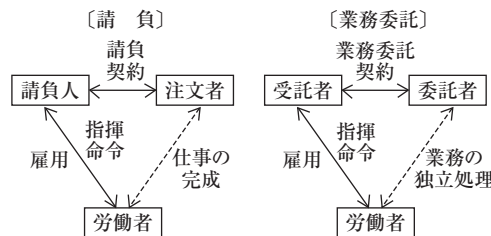
第2.偽装請負とは何か

偽装請負は、就労形態、労働者供給事業、労働者派遣事業の3つの側面から理解しておく必要があります。

(1) 就労形態

ここで問題とされるのは、他の会社から労働者の提供を受けて、自社の事業場内で業務の遂行にあたらせるという就労形態です。たとえば、自社の工場内の生産ラインの一つを下請会社の従業員が担当している場合や、ソフトウェア会社の従業員が自社の事務所内でシステムの設計や運用管理に携わっている場合を想定してください。

下図のとおり「請負契約」や「業務委託契約」が締結されているのが一般的ですが、まとめて「業務請負」と呼ぶこともあります(なお、以下「請負」という場合は、請負と業務委託(民法上の準委任)を含むものとします)。



(2) 労働者供給事業の禁止と偽装請負

職業安定法は、中間搾取や強制労働の温床となり、雇用責任、使用者責任が不明確となるとして、労働者供給事業即ち「自己の雇用する労働者又は自己の支配関係にある労働者を供給契約に基づいて他人に使用させること」を業として行うことを原則禁止しています(同法4条6項、44条、なお64条は44条に違反した供給事業者と受入れ先に1年以下の懲役又は100万円以下の

罰金を定めています)。

ところで、請負の形態では、労働者は、注文者の事業場において請負業務の処理に従事し、作業の指揮命令は請負者から受けることになりますが、形式は請負契約でも、請負者は、労働者を注文者の事業場に供給するだけで、労働者は注文者から作業の指揮命令を受けて働くという実態が生じることがあります。これが本来の偽装請負と呼ばれるものです。そこで、同法施行規則4条は、次のとおり「請負と労働者供給事業の区分の基準」を定めています。

職業安定法施行規則4条「請負と労働者供給事業との区分の基準」

1項 労働者を提供し他人の指揮命令を受けて労働に従事させる者(労働者派遣事業を行う者を除く)は、契約の形式が請負契約であっても、次の各号の全てに該当する場合を除き、法4条6項の規定による労働者供給事業を行う者とする。

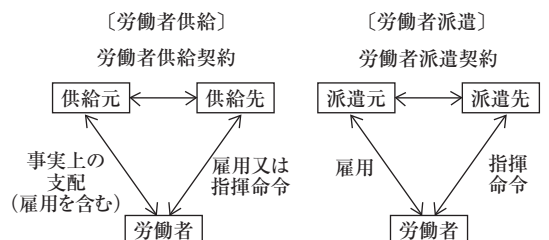
- ① 作業の完成について事業主としての財政上法律上の全ての責任を負う。
- ② 労働者を指揮監督する。
- ③ 労働者に対し、使用者として法律上の全ての義務を負う。
- ④ 自ら提供する機械、設備、器材もしくは材料、資材を使用し又は企画もしくは専門的な技術もしくは専門的な経験を必要とする作業を行う。

2項 前項の各号の全てに該当する場合であっても、それが法44条違反を免れるため故意に偽装されたときは、法4条6項の規定による労働者供給事業とする。

(3) 労働者派遣事業と偽装請負

昭和61年に労働者派遣法(略称)が制定され、労働者供給の一形態である労働者派遣が、労働者保護のために一定の要件の下に、派遣元、派遣先に一定の責任を課して解禁されました。

労働者派遣とは、「自己の雇用する労働者を当該雇用内関係の下に、かつ、他人の指導命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者は他人に雇用させることを約しているものを含まない」と定義されています(同法2条1号)。



その際、(2)の施行規則を具体化して、実質派遣であるにもかかわらず、請負名目でその規制を免れようとするのを防止するために作られたのが「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示37号)(以下、区分基準という)です。

最近では、この区分基準に照らして、実態としては派遣であるのに名目だけが請負としているものを「偽装請負」と呼ぶのが一般的です。この場合の「請負」は、労働者派遣法上の「派遣」と区分される概念ということになります。

第3.偽装請負が何故問題とされるようになったのか。

偽装請負がクローズアップされたのは、平成15年の労働者派遣法の改正が契機となっています。

労働者派遣の対象業務は当初限定されていましたが、平成11年の改正で原則自由として禁止業務が列挙され、同15年の改正では禁止業務のうち「物の製造」業務が解禁されました。製造業の事業場においては、請負と労働者派遣が活用されると想定されますが、安全衛生管理や労働時間管理等の責任の主体が異なってくるため、業務の遂行方法について労働者派遣か請負かを明確にし、それに応じた安全衛生対策、労働時間管理の適正化を図る必要があるとして、この区分基準が再び脚光を浴び、厳しく行政指導が行われるようになったのです。

この区分基準に照らして、形式的に請負契約がなされていても、実態が派遣である場合には、派遣先、派遣元それぞれに対して、指導、助言及び勧告・公表という行政上の措置がとられたり、さらに派遣元には改善命令のみならず業務停止命令や許可取消等の行政処分がなされることもあります。

第4.「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示37号)とは。

1、この告示によれば、請負形式によっても、次のI、IIいずれの要件も満たしていなければ、それは労働者派遣であるとしています。

I 自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用すること(労務管理上の独立性)

- (1)業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うこと
 - ①労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと
 - ②労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと
- (2)労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うこと

- ①労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理を自ら行うこと。
- ②労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理を自ら行うこと
- (3)企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであるとして
 - ①労働者の服務上の規律上の規律に関する事項についてその指示その他の管理を自ら行うこと
 - ②労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと

II 業務を自己の業務として、相手方から独立して処理するものであること(事業経営の独立性)

- (1)業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること
- (2)業務の処理について、民法、商法その他法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと
- (3)単に肉体的な労働力を提供するものでないこと
 - イ、自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは機材、又は材料若しくは資材により、業務を処理すること
 - ロ、自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて業務を処理する

2、この区分基準は相当厳格なものであり、全国の労働局では、労働者派遣・請負が適正に行われるよう、この区分基準に基づいた自主点検表(チェックリスト)を作成して、各企業を強力に指導しています。

偽装請負の場合は、適正な請負、適正な派遣に改めることのほか、直接雇用を指導されることも多くなっています。そこには、平成15年の労働者派遣法の改正で、派遣受入期間(3年)を越えて派遣労働者を引き続き使用しようとする場合は、希望する派遣労働者に対し雇用契約の申込をしなければならないとする規定(同法40条の4)を設けたことからもうかがえるように、直接雇用への転換を促進しようとする政策的な意図があります。

また、偽装請負が発覚した場合には、労働組合が直接雇用を求めて団体交渉を申し立てたり、受入先との雇用関係の存在を主張した訴訟に発展するケースも多くみられますので、ご注意ください。



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ・まさひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール (LL.M)

〈経歴〉
1994年4月最高裁判所司
法研修所修了 (46期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2005年5月
米国ノースウェスタン大学
ロースクール卒業
2005年8月~2006年7月
米国カークランド・エリス
LLP法律事務所勤務
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2007年6月
国家検定金融窓口サービス
技能検定委員
2008年10月
京都大学法科大学院
非常勤講師

〈取扱業務〉
金融法務、渉外法務、
会社法務、倒産法務、
民事法務、知的財産権、
家事相続法務等

株券電子化に伴う株式担保の取扱

弁護士 中務 正裕

既に各方面で告知されておりますとおり、2009年1月より、株券の電子化がなされ、すべての上場株式につき、これまでの株券の現物保有と保管振替制度の2本立てから新しい「振替制度」に一斉に移行し、一本化されることとなります。これにより、現物としての株券が全て無効となります。本稿では、この株券電子化と、それに伴う株式担保の取扱について概要をご説明したいと思います。

I株券電子化の概要

一斉移行

株券電子化は、法的には、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下、「決済合理化法」)により、同法の施行日(一斉移行日・2009年1月5日予定)をもって、上場会社の定款に規定されている「株券を発行する旨」の規定を廃止する定款変更の決議をしたものとみなされるため、全ての上場会社が株券不発行会社となり、これに代わり、(株)証券保管振替機構(以下、「機構」)や証券会社などにおいて作成される振替口座簿の記録が株主としての権利を表すことをいいます。そのため、既に発行された上場会社株券は、保管振替機構への預託・非預託にかかわらず全て無効となります。もっとも、株主たる地位である株式が無効になるものではなく、非上場会社や外国会社(上場外国会社含む)については特に変更はありません。

移行手続

現行の保管振替制度における(株)証券保管振替機構(機構)は、施行日以降、株式電子化に伴い施行される「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「振替法」)上の振替株式を取り扱う振替機関となり、現行の保振制度の参加者である証券会社等の殆どは、一斉移行日に当該参加者が備える顧客口座簿の記録事項を、顧客のために機構に開設した振替口座に転記する手続を経て、新振替制度移行後、振替法上の口座管理機関となります。

従って、一斉移行日の前日までに機構に預託さ

れた株券の株主や質権者については、転記により、現行保振制度の記録事項を一斉移行日からそのまま振替口座簿として利用することが可能となり、特段の手続を行う必要がありません。

他方、現行保振制度を利用していない株主(預託株券以外の株券)については、一斉移行日の株主名簿に基づいて(株式の)発行会社の申出により、当該株主の株式を記録するための口座(「特別口座」といいます)の開設を受け、実務的には一斉移行日から15営業日目に新規記録し、その旨株主宛に通知される予定となっています(「特別口座」の開設先は、株主名簿管理人である信託銀行等が想定されています)。そのため、保振制度を利用していない株主も、保有株券が本人名義であれば特段の手続を経ることなく振替制度の加入者となるのですが、株主名簿上、本人名義ではない場合、その株券の最終の名義人の特別口座が開設されてしまいますので、株主としての権利を喪失するおそれがあり(口座名義人から第三者への売却等)、特別口座のままでは直接株式を売却できないなど、証券会社等の口座管理機関に開設された通常の口座と比較して制約がありますので留意して下さい。

II株式担保の取扱

株式担保の種類と電子化移行による問題

株式担保には、略式株式質(株主名簿に記録されない)、登録株式質(株主名簿に質権者が記載・記録される)、譲渡担保(株主名簿に記録されない略式型と担保権者名で登録する登録型があります)の3種類があります。この点、登録株式質又は現行保振制度に預託されている株券に対し質権を設定している担保権者は、振替制度へ移行する際に転記により質権の記録も移行されるため特別な対応は不要です(株主名簿に担保権者が登録された譲渡担保の場合も不要)¹。

しかしながら、実務上の株式担保の殆どは、担保設定者より担保権者に対して単純に株券を交付して行われる略式株式質又は譲渡担保(略式型)であり、これらは、「株券」の交付により成立し、「株券」の占有が対抗要件とされていますので(会

社法147条2項)、電子化により「株券」は無効とされるため、移行手続をとらずに一斉移行日を迎えた場合、担保権者は、株券の占有を失い、第三者対抗要件を失ってしまうことになりま(発行会社が株主名簿管理人に開設する担保設定者名義の「特別口座」に株式が記録されることになります)。

そのため、略式株式質又は譲渡担保の担保権者は、電子化移行に際し、以下にみるとおり、①機構への株券の事前預託、②特例預託制度の利用、③特例登録質の利用のいずれかにより、その権利の保全を図る必要があります。

①機構への株券の事前預託(一斉移行日の2週間前の前日まで)

電子化に移行する前に、現行の保振制度に株券を預託する方式であり、現在、各金融機関でその取り組みがなされているものです。事前に株券を預託するため、移行により特段の対応は不要となり、確実に権利が保全されることになります。もっとも、質権者が単独で預託して質権設定の登録をすることはできないため、いったん質権設定者に株券を引き渡して預託手続を行うか、質権設定者の委任を受けて質権者が預託することになりますので、質権設定者の協力が必要となります。

②特例預託制度の利用(一斉移行日の1ヶ月前から2週間前の前日まで)

一斉移行日の1ヶ月前から2週間前の前日までの間(平成20年12月上旬の2週間)を「特例期間」とし、略式質権者単独の請求による預託を認めるものです。単独で預託できる点でメリットがありますが、限られた期間にのみ認められていることから一斉に行われると混乱が生じるのではないかと、制度上は質権者が単独で預託できるが、新振替制度では株主の口座開設が前提とされていることから、株主である担保権設定者の口座が開設されない場合は実際上単独預託ができないのではないかと等の問題点が指摘されています²。

③特例登録質の利用(一斉移行日の2週間前から前日まで)

一斉移行日の2週間前から前日までの間に、質権者が単独で株主名簿への登録を請求することができる制度です。この特例登録質の制度も、質権設定者の協力が得られなくとも可能という点で質権者にメリットがありますが、質権設定者の匿名性が維持されず(株主名簿に登録されるので、当該株式に担保設定されたことが発行会社にも分かります)、利用可能な期間がきわめて限定されているため(一斉移行日が平成21年1月5日とすると、年末年始の休日を除けば実質5営業日しかない)、実際上の利用は困難ではないかとの問題点が指摘されています。

移行に際しての質権と譲渡担保の区別の明確化

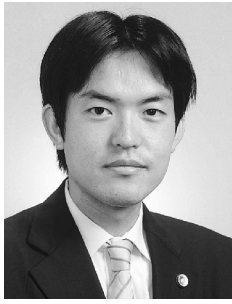
現在、株式を担保として徴求する場合、金融機関等の担保差入書には「担保として、…を差し入れる」といったような曖昧な記載がなされているのが殆どではないかと思われます。しかしながら、現行の保振制度に株券を事前預託する場合でも、電子化後の振替制度のもとで新たに担保を設定する場合でも、株式の担保権が質権であるか、譲渡担保であるのかを明確にする必要があります。すなわち、現行保振制度では、質権を設定した場合、担保権設定者(債務者)の口座内に担保権者の質権口座が開設され、その質権口座へ振り替えられることになり、譲渡担保の場合は法形式上は「譲渡」であるため、担保権者の口座へ直接振り替えられることになります。また、電子化後の振替制度では、担保権者の口座の質権欄又は譲渡担保の場合は保有欄に振り替えられることになります。従って、質権であるか譲渡担保であるかにより、管理される口座が別となりますので、預託時や担保設定時にその区別を明確にしておく必要がでてきます。

質権と譲渡担保権のどちらが有利かは、①担保権実行方法の面では、任意処分ができるかという点で譲渡担保は有利ですが、質権の場合でも被担保債権が商行為によって生じた債権であれば流質特約により、任意処分が可能である点は同じであること、②管理面では、質権であれば担保財産であることは表示されるが、譲渡担保の場合、保有欄に記載されることから担保権者の固有の財産と担保株式との差異が外形上区別できないということ、③租税面での優劣の問題などが指摘されていますが、最終的には当事者間の意思に委ねられる部分もありますので、移行にあたっては留意が必要です。

以上、株券の電子化は、大きな変化ですが、我が国で初めての試みでもあり、必ずしも全ての側面で指摘されている問題が解決されているものではありません。ご不明な点などありましたらお気軽にご相談いただければと存じます。

1 但し、登録株式質の場合、電子化移行後も登録株式質権者の地位を求める場合は、質権者として総株主通知の際に申し出る必要があります。

2 全国銀行協会「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応(Q&A)第2版改訂版」15.16頁



弁護士

藤井 康弘
(ふじい・やすひろ)

〈出身大学〉
同志社大学法学部

〈経歴〉
2002年10月
最高裁判所司法研修所修了
(55期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務等

留学のご挨拶

弁護士 藤井 康弘

本年7月より、アメリカのフォーダム大学ロースクール(ニューヨーク州)に留学しておりますので、以下の通り、ご報告させていただきます。

7月はじめに渡米し、7月中旬からのサマープログラムを終え、現在、8月からはじまったLL.Mを受講しております。私は、当事務所に入所して以来、大阪事務所にて1年半勤務し、東京事務所にて4年弱勤務しておりましたが、今後さらに進むと思われる国際化に対応すべく、また、さらなる取扱い業務の拡大を目指し、事務所の協力を得て、留学をさせていただくこととなりました。

ロースクールでは、これまでの実務での経験を生かしつつ、金融分野、証券等に関する規制や、コーポレートに関する法規について、学ぶ予定をしております。東京事務所にて勤務していたときに、海外との取引に関する契約書を見る機会もありましたが、今回の留学により得た知識により、これまで以上に国際案件について、より迅速・的確な対応が可能になると考えております。

フォーダム大学では、本年度は、42カ国、約130名の学生がLL.Mを受講しており、北米、南米、ヨーロッパ、アジア、オーストラリア、アフリカとまさに世界中から学生が集まってきており、このような機会がなければ、知り合うこともなかったであろう人と交流ができることは、何事にも代えがたい経験と考えております。



フォーダム大学

7月に渡米してから、米国では、地方銀行の破綻にはじまり、最近では、バンク・オブ・アメリカによるメリルリンチの救済、シティグループによるワコビアの救済、リーマンブラザーズの破綻、AIGの公的救済、金融安定化法案の否決など、まさに金融危機に直面している状態にあります。バンク・オブ・アメリカ、シティグループ、AIGなどは、私の個人の生活にも影響しますので、無事にこの危機を乗り切ってもらいたいものです。

また、日本においても、リーマンブラザーズ証券が民事再生を申し立て、さらには株価が低迷するなど、相当な影響を与えているようです。当事務所において、これまで金融に関する事件に携わらせていただいていた者としては、このような時期に実務を離れるのは、残念な気もしますが、米国で得た知識を今後に生かしたいと思っております。

渡米して2ヶ月、授業が始まって数週間がたちますが、久しぶりの学生生活であり、相当量の予習が必要なこともあり、大変なことも多いですが、貴重な経験を積んだ上で、帰国したいと考えております。

留学中は、依頼者の皆様には、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、帰国後は、留学中に得た知識、経験を生かして、これまで以上に信頼を得られるよう業務を行う所存ですので、今後ともよろしくお願いたします。



教室風景



弁護士

松本 久美子
(まつもと・くみこ)

〈出身大学〉
神戸大学法学部

〈経歴〉
2007年9月最高裁判所司法研修所修了(60期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

民法(債権法)改正の動向

弁護士 松本 久美子

1 はじめに

現在、民法典の債権法を中心とする領域について、抜本的改正が検討されています。その抜本改正の準備作業として、学者や法務省民事局参事官等で構成される「民法(債権法)改正検討委員会」(平成18年10月設立。以下「委員会」)が、審議を重ね、現在改正の基礎となりうる「改正の基本方針(改正試案)」発表に向けて作業中であり、注目が集まっています。(なお、委員会の審議情報は<http://www.shojihomu.or.jp/saikenhou/indexja.html>で確認することができます。)

2 民法債権法改正の目的

今回の民法(債権法)改正は、民法を市民にとって理解しやすい法典にし、また現在の社会経済情勢に適合させ、取引ルールの国際的調和を図ること、さらにこれまで法典外で解釈により認められていた部分を明文化し、基本的ルールとしての民法典の透明性を高めることを主な目的としています。

そこで、一般的にはルールの改正とともに、これまで当然のこととして規定されていなかった事項や、判例上認められてきた理論等(契約締結上の過失や事情変更の理論等)について明文で規定することが検討されています。

3 検討内容

以下、具体的に、新たに追加が検討されている事項や、これまでとは要件・効果の点等で異なる規定をおくことが検討されている事項のごく一部について簡単にご紹介いたします。

(1) 債務不履行責任について

債務不履行について、これまで履行遅滞、履行不能、不完全履行と3つの類型に分類して理解されてきましたが、委員会では、これを統一化して理解するべきであると指摘されています。

そして、債務不履行に基づく解除の要件について、履行不能の場合でも債務者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、「重大な不履行」があったことを解除の要件とすることが提案されています。

また、債務不履行に基づく損害賠償請求権の要件について、これまでは「債務者の責めに帰すべき事由による」すなわち「債務者の故意又は過失による」不履行であることが必要と解されていましたが、委員会においては、客観的な不履行の事実があれば損害賠償請求権は発生し、「契約において債務者が引き受けていなかった事由」によって債務不履行が生じた場合には損害賠償責任を免除するという考え方が提案されています。

(2) 債権者代位権・詐害行為取消権の制度の見直し

債権者代位権については、現在認められている事実上の優先弁済機能に対する批判があり、①制度自体の廃止、②保存行為に限定して存続させる、③一般債権者のための責任財産保全のための制度及び非金銭債権の債権者の権利の間接・直接の実現のための制度として存続させるという3つの方向性が示されており、検討がなされています。

詐害行為取消権についても、事実上の優先弁済機能に対する批判等から、責任財産を保全するための制度として構想し、その要件及び効果を明確化することを基本的な姿勢とすることとしています。具体的な詐害行為取消権の要件(受益者の悪意のみで足りるか、受益者及び債務者の悪意が必要か等)・効果(絶対効か相対効か等)については、詐害行為取消権の制度をどのように捉えるかで2つの考え方が示されています。

(3) 契約総論・各論について

契約総則・債権総則と契約各論との間に、貸借型契約、役務提供契約、継続的契約の分類規定をおき、それぞれに共通する規範等の規定をおくことが検討されています。

さらに、新たな典型契約として、ファイナンス・リース契約の規定をおく方向で検討されています。その他に、診療契約、ライセンス契約等の規定をおく必要性なども検討されています。

(4) 消滅時効について

現行民法では債権の短期消滅時効などの規定があり、時効期間については6ヶ月から20年まで様々ですが、区別類型の不明確性や、区別の合理性が疑わしことから、時効期間の統一化を図ることが予定されています。

また、同様の理由により、債務不履行による損害賠償債権、不当利得返還債権、不法行為債権その他の法定債権についても、取引上の債権と同一の時効期間を設定することが検討されています。

消滅時効の効果についても、従来どおり援用による遡及的消滅という効果にするのか、援用を要せず時効期間満了によりその債権の存否について認定されないという効果にするのか等の議論がなされています。

4 最後に

民法は基本法であり、広く一般市民の法的関係を規律する極めて重要な法律です。来年3月末ころには試案の発表、4月にはシンポジウム等が予定されており、今後も民法改正の動向に注目していきたいところです。



弁護士

川口 富男

(かわぐち・とみお)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
1959年4月最高裁判所司法研修所修了(11期)
裁判官任官
東京高等裁判所、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所等の裁判官および最高裁判所調査官として民事裁判に携わる。

京都家庭裁判所所長、京都地方裁判所所長、高松高等裁判所長官歴任

1999年11月
高松高等裁判所長官を定年退官

2000年1月大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

〈前〉
日本調停協会連合会副理事長
近畿調停協会連合会会長
大阪民事調停協会会長

〈現在〉
財団法人国際商事法センター理事
年金記録確認大阪地方第三者委員会委員長

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、会社法務、金融法務、倒産法務、行政法務、家事相続法務

裁判エッセイ 27 ●

人が分かるということ

弁護士 川口 富男

小説を読むという行為の中身は何かと尋ねられれば、筋や情景や登場人物の人物像など小説に盛られた内容を理解し味わうことだと答えるのが普通だと思います。ところが、文芸評論の神様と言われた小林秀雄は、そんなところに留まっているのは「無邪気」だと宣います。

「読書について」(昭和14年4月文藝春秋、小林秀雄全集第6巻)というエッセイにその論が載っています。紙幅の関係で要点のみになりますが、抜粋します。

「読書の楽しみの源泉にはいつも『文は人なり』という言葉があるのだが、この言葉の深い意味を理解するには、全集を読むのが、一番手取り早い而も確実な方法なのである。(…)その人の全集を、日記や書簡の類に至るまで、隅から隅まで読んでみるのだ。

そうすると、一流と言はれる人物は、どんなに色々な事を試み、いろいろなことを考へてみたかが解る。彼の代表作などと呼ばれてゐるものが、彼の考へてゐたどんなに沢山の思想を犠牲にした結果、生まれたものであるかが納得できる。(…)その作家の性格とか、個性といふものは、もはや表面の處に判然と見えるという様なものではなく、いよいよ奥の方の小暗い處に、手探りで捜さなければならぬものの様に思はれて来るだろう。

僕は、理屈を述べるではなく、経験話すのだが、そうして手探りをしてゐる内に、作者にめぐり會ふのであって、誰かの紹介などによって相手を知るのではない。こうして、小暗い處で、顔は定かにわからぬが、手はしっかりと握ったといふ具合な解り方をしてふと、その作家の傑作とか失敗作といふ様な區別も、別段大した意味を持たなくなる、と言ふより、ほんの片言隻句にも、その作家の人間全部が感じられるといふ様になる。(…)

書物が書物には見えず、それを書いた人間に見えて来るのには、相当の時間と努力とを必要とする。人間から出て来て文章となったものを、再び元の人間に返す事、読書の技術というものも、其處以外にはない」

◇ ◇ ◇
その上でさらに「小説の筋や情景の面白さに心奪はれて、これを書いた作者といふ人間を決して思い浮かべぬ小説読者を無邪気」と言うのです。私などはこの無邪気の世界に留まっているのですが、それでも同一作家の書物を数冊も読むと、作家が何を考え、何を言おうとしているのかが分かり、おのずから、それなりの作家像が立ち現れてくるように思います。しかし「手はしっかりと握ったといふ具合な解り方」に達するまで、個人全集を「日記や書簡の類に至るまで」そのすべてにわたって読み切るといふことは、容易ならざる読書法です。私もしたことがありません。

評伝とか文庫本の解説、文学史、文壇史(伊藤整「日本文壇史」講談社文芸文庫など)は作家の人物像を知る手助けになりそうですが、こういう手助けは、小林秀雄によると、「碁将棋で言へば定石のようなものだ。定石といふものは、勝負の正確を期する為に案出されたものには相違ないが、実際には勝負の不正確さ曖昧さを、いよいよ鋭い魅力あるものにする作用があるだけだ」と手厳しいのです。

つまりそういう手助けは、作家にとって本質的でないところにすごい魅力があるように教えてくれるだけだ、というのです。

◇ ◇ ◇
富岡多恵子「釋道空ノート」(岩波書店)や瀬戸内寂聴「奇縁まんだら」(日経)のように、作家が著した作家についての評伝や小伝は、その重点が作品論よりも作家像にあることが多いし、「鋭い魅力ある」人間観察がされているので、私は好んで読みます。これらの本によると、一流の作家が長所も短所も含めて尋常の人たちでないことが分かります。そしてまた、そういう人たちが力の限りを尽くした作品だからこそ、類いない真実が現れ、心を打つと分かるのです。もともと小林秀雄によれば、評伝等から見える作家の姿は魅力はあるだろうが一面に過ぎないということにはなるのですが。

小林秀雄の最後の作品に、評伝「本居宣長」があります。宣長の全作品を読み通した上での大作です。ところがこの本には、宣長の作品や関連の古事記(送りかなが入っていて読み下せるようにはなっています)、源氏物語、和歌が、注釈もなく原文のまま大量に引用されていますので、まことに読み進みにくいのです。それでも我慢に我慢を重ね時間をかけて読み通すと、宣長の姿が立ち現れるような気がしたものです。天皇の宣命や神主の祝詞、或いは僧侶の経のように、これらの原文には言霊(ことだま)があるが、訳してしまうと消えてしまう、と小林秀雄は考えたのだと思っています。

◇ ◇ ◇
この読書論は啖啄を切られているようで圧倒される上に、「手探りをしてゐる内に、作者にめぐり會ふ」というくだりは、理屈ではなく経験談だというだけあって、経験談特有の、異論をさしはさみにくい迫力があります。そして実はこの論は、読書論を超えて、裁判官、検察官、弁護士が事件に立ち向かうときの在り方を教えてくれるように思うのです。特に最終的に裁判の責任を負うべき裁判官には参考になるでしょう。

証言等の情報は、さしあたりその事件の「全集」に当たります。法曹が何の助けも借りずに、情報の末端に至るまで「隅から隅まで」検討することによって、当事者や関係者の人物像が、情報は「眼の前にあり、人は奥の方にある」ように、見えることが事件解決の到達点でなければなりません。その到達点では、事件の全貌が当事者や関係者の人物像と緊密に関連して見えることになるのです。これが事件が分かるということだと思います。人が分からずに事件が分かるということはありません。また、人には会わないより会う方がよいのですが、会えば分かるいうものではありません。

さらに小林秀雄は、「読書の達人、サント・ブーブ」の言葉を引用しています。「人間をよく理解する方法は、たつた一つしかない。それは、彼等を急いで判断せず、彼等の傍で暮らし、彼等が自ら思う處を言ふに任せ、日に日に伸びて行くに任せ、遂に僕等の裡に、彼等が自画像を描き出すまで待つ事だ。(…)読め、ゆっくりと読め、成り行きに任せ給へ。(…)」

人間関係における類似の法則



税理士
岡山 栄雄
(おかやま・えいお)

〈出身学校〉
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

〈出身地〉
高知県四万十市

〈主な経歴〉
大阪国税局 総務部 企画課長
大阪国税局 査察部 管理課長
大阪国税局 査察部 次長
国税不服審判所 審理部 副審判官
福知山税務署 署長
南 税務署 署長

〈中央総合会計事務所〉
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

人間は、自分の属した職場の仲間や以前卒業した学校の同窓生など、自分と何らかの類似のある人に対しては不思議と親しみを感じ、良好な人間関係を築けるものです。このため私自身も、過去に卒業した学校の同窓会の支部長をしているほか、県人会にもよく参加しています。この他、以前の職場の集まりとして、「マルサの女」の映画で有名な伊丹十三、宮本信子夫妻も特別参加した国税局査察部のOB会の副会長をするなど、人間関係の構築を図っています。

人間が他人と仲良くなれる法則として「類似の法則」があります。類似の法則とは、人間同士は、お互いに類似点や共通点があるほど親しくなれるという人間関係の基本的な法則です。例えば、日本人であればオリンピック大会においてはジャパンの選手を応援します。同県人は、故郷が同じということで他の県の人よりも親しみを感じます。甲子園における地元代表の応援、大相撲の郷土力士に対する轟負も同様の理由からです。また、同じ学校を卒業した同窓生は、初対面であっても、また幾ら世代が異なっても、同じ学校を卒業したというだけで不思議と親しくなれるものです。職場では、危険な仕事や困難な仕事を一緒にすると、同期の桜のような強い絆で結ばれます。以前同じ釜の飯を食った仲間同士は、他の部署の人よりも親しみや信頼感が生じるものです。このため、大きな組織においては、トップが自分の後継者を選ぶときは、必ず以前に同働した者の中から選ぶとされています。

それでは何故、人間関係において「類似の法則」が成り立つのでしょうか。その結論として、

私は、人間には生物の常として自分と似たものに惹かれるものがあるからだと思います。そのため、人は生まれながらにして自分と類似した者に対する本質的な欲求が備わっているのだと言えます。その類似性を区分すると、次の三つになると思います。

	類似の区分	類似の区分	人間の欲求	行為区分	具体例
1	根源的類似	国家、家族	生存の欲求	無償行為	県人会 家族会
2	個人的類似	学校、趣味	帰属の欲求	中間行為	同窓会 同好会
3	社会的類似	職場、団体	利益の欲求	有償行為	同期会 同志会

類似の区分として、「根源的類似」とは、生まれ育った国家や故郷、家族や親戚など、人間の生存や子孫に関する根源的な欲求を充足させるものです。ほとんど無償による行為によって成り立っています。また、「個人的類似」とは、卒業した学校や同窓、個人の趣味や嗜好など、偶発的な集団ではあるが、人間は何らかのグループに帰属したいという個人の欲求を満たすものです。更に、「社会的類似」とは、自分の職場や同僚、各種団体や派閥など、個人が社会生活をしていく上での有償行為として利害得失に関する欲求を満足させるものです。

人間は単独では生きられないため群れを成して活動をしている動物です。このことから、人間は組織や集団を形成して社会生活をしていかなければなりません。ところが、職場などの集団を形成すると、仲良く成れる人がいる一方、どうしても好きに成れない人がいるなど、職場の同僚や利害関係者との人間関係に多くの人が苦勞をしています。この課題を解決し、良好な人間関係を構築するためには「類似の法則」を活用することが必要ではないかと思えます。

大阪事務所



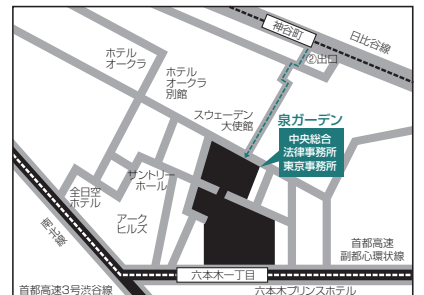
弁護士法人 中央総合法律事務所

<http://www.clo.jp>

■大阪事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289

■東京事務所
〒106-0032
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

東京事務所



●所属弁護士等

- | | | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|----------------------|-------------|-------------|
| 弁護士 中務 嗣治郎 | 弁護士 岩城 本臣 | 弁護士 森 真二 | 弁護士 加藤 幸江 | 弁護士 村野 譲二 | 弁護士 安部 智勇 | 弁護士 中光 弘 |
| 弁護士 中務 正裕 | 弁護士 中務 尚子 | 弁護士 村上 創 | 弁護士 小林 章博 | 弁護士 錦野 裕宗 | 弁護士 鈴木 秋夫 | 弁護士 小林 幹雄 |
| 弁護士 近藤 恭子 | 弁護士 藤井 康弘 | 弁護士 國吉 雅男 | 弁護士 瀧川 佳昌 | 弁護士 衛藤 祐樹 | 弁護士 金澤 浩志 | 弁護士 山田 威一郎 |
| 弁護士 中野 清登 | 弁護士 福栄 泰三 | 弁護士 吉田 伸哉 | 弁護士 加來 武宜 | 弁護士 田口 健司 | 弁護士 平山 浩一郎 | 弁護士 古川 純平 |
| 弁護士 松本 久美子 | 弁護士 柿平 宏明 | 弁護士 川口 富男 | 弁護士 岡村 旦 | 外国法研究員 顧 晔
(中国律師) | 法務第一部長 寺本 栄 | 法務第二部長 角口 猛 |